

令和3年度第2回

東北町農業委員会臨時総会議事録

期日 令和3年12月27日

場所 コミュニティセンター未来館
2階 集会室

令和3年度第2回東北町農業委員会臨時総会

1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室
2. 開会日時 令和3年12月27日(月) 午後1時30分
3. 閉会日時 令和3年12月27日(月) 午後2時45分

4. 出席農業委員(11名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	大坂實	4番	岡山敬一
6番	小野寺正八	8番	蛭名修二
9番	甲地俊隆	10番	蛭沢清子
11番	沼尾京子	12番	蛭名勲
13番	米内山隆博		

5. 欠席農業委員(4名)

5番	木村豊三郎	7番	甲地武彦
14番	沼尾幸一	15番	久保田正一

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

栄沼 鶴ヶ崎 勝也 表町 山田 昭二

7. 欠席農地利用最適化推進委員(3名)

徳万才	佐々木 祐輔	旭	笹倉 隆悦
千曳	藤井 久		

8. 会議に付した案件

議案第34号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

2番 竹内勝子 3番 大坂 實

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河島徳悦 事務局主査 荒木浩美

11. 書 記

事務局副参事 竹内恒幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。
「こんにちは」、着席願います。
ただいまから、12月24日に招集通知しました、第2回東北町農業委員会臨時総会を開催致します。
本総会の出席委員は11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。
なお、農地利用最適化推進委員2名の出席があります。
本日、5番 木村 豊三郎 委員、7番 甲地 武彦 委員、14番 沼尾 幸一 委員、15番 久保田正 一 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告致します。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長 ありがとうございます。それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、議案1件であります。充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、2番 竹内 勝子 委員、3番 大坂 實

議 長 委員を、指名致します。なお、書記には、竹内副参事を任命致します。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 長 日程第3 議案第34号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1、2ページを、お開き下さい。
議案第34号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

議 長 3ページをお開き下さい。
(2) 使用貸借、受付番号76番、1件について説明致します。
(受付番号76番、1件朗読説明省略) 以上、1件です。

議 長 議案第34号に関する関連部署の農林水産課長をはじめ、担当職員が出席しておりますので、臨時総会が開催されなければならなかった経緯、経過説明を頂きたいと思っております。

農林水産課長 皆さん、こんにちは。
議案第34号に関するご説明を致します。12月24日、第1回臨時総会の開催で、担当課である農林水産課から説明を求められた際に担当者、私を含め、対応ができなかったことに対しまして、心からお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。このところについて再度、この悪天候の中、第2回臨時総会を開催頂いたことに、大変申し訳なく思っております。
委員の皆様には、ご理解頂いているように、ご説明していると伺っております。

農林水産課長 それを受けまして、機構集積協力金の対象者の方が確定しまして、12月中の臨時総会が開催される旨の報告を受けております。中間管理機構からのスケジュール変更に伴う対応で随時、農業委員会の情報を共有しながら進めて参りました。案件の方は、機構集積協力金の終了に伴う対応でございました。

事前に農業委員会農業委員の皆様にも、ご説明をお知らせして来た訳ですが、若干の説明不足があったかと思いますが、こういった事情等により臨時総会で承認していただくことになっておりますので、何卒ご理解をよろしくお願い致します。私からの説明は、以上です。

議長 ただいま、事務局及び農林水産課職員より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

岡山敬一委員 この案件は、補助事業である担い手集積事業の対象となるのですか。

農林水産課長 担い手集積事業とは、別件のため、対象とはなりません。担い手集積事業については、ハードルが高く、なかなか該当することが難しく、今回の案件については、対象外となります。

小野寺正八委員 臨時総会を開催する際は、関係部署へ連絡のうえ、今回のように説明を要する場合は、担当課の職員に出席および説明を頂くことで円滑な審議になる訳ですので、臨時総会が2回開催されないように事務局へお願いします。

事務局長 はい、わかりました。

甲地俊隆委員 先週の第1回臨時総会で農林水産課の担当者が不在で説明責任が、果たせなかった訳ですが、臨時総会を収集する際に会長が内容を把握し事務局長が、起案内容の決裁の流れの中で会長が内容説明を受けていなかったのか、その点を会長から伺います。

議長 第1回臨時総会を開催することについて、10月8日の定例総会の中で今回の案件がある旨の資料が皆さんにも示されていたように、12月20日に県から集積計画の提出がされた場合の説明をした経緯があり、12月13日の定例会には、間に合わないと説明があったため12月24日に第1回臨時総会を開催したところであります。

議長 本来であれば、農林水産課長並びに担当者が来て説明を受ける予定でしたが、急遽、両名とも出張等で不在のため、説明することが出来なく、皆さんには、大変な時期にお願いした訳でございます。

蛭名勲委員 総会の案件は、20日締めで翌月の総会で審議にかかりますが、この案件は、実際に何月に農林水産課から提出されているのですか。
もし、20日の締切りに間に合わない場合は、案件としないのが通常ですが、事前にスケジュールが、分かっているのであれば、その流れに対応して12月定例総会の案件とするべきではなかったのか、何故12月20日に農地利用集積計画の書類が提出されたのか、事前のスケジュールがあるのであれば、作業を進めて、間に合わせる事が出来なかったのか、その経緯について説明願いたい。

農林水産課長 まず、中間管理のスケジュールについて、ご説明しますが、12月定例総会にかかるまで、通常であれば毎月の審議で12回の提案と考えるところですが、1年で言うと8回目の申込みが、通常ですと12月定例総会に提案される予定となります。その締切りが10月25日までとなっているために利用集積計画書を町から機構へ提出し、それを機構の方で、一定期間ホームページで公表して、その後には県と協議することになります。それが11月9日にあたり、それを受けて、11月22日に県から機構へ、その後には機構から町へ11月24日に提出され12月の定例総会の案件となります。
今回の場合は、令和3年度末で協力金が終了するということもありその流れで9回目の締切りが11月19日で、12月3日からホームページへ公表、12月6日県と協議、12月17日県から機構、12月20日機構から町へ、それに間に合わせ、臨時総会で決議されることにより、協力金の対象となるということでございます。
今回の案件は、12月の定例総会にかかる案件で進める予定でしたが、出し手受け手の色々なやり取りがあるため、その内容までは我々の方で触れることができませんので、提出が遅れてしまったという訳です。
そういった経緯で、農家の方を救うための最後の措置として、今回の審議案件となりました。

蛭名修二委員 今回の機構集積協力金に関わる利用集積の案件は、他の市町村農業委員会でもあるのですか。

事務局長 これについては、対象となる農家の方がいる場合は、それぞれの市町村農業委員会でも審議されることとなります。
ただ、実際に他市町村農業委員会において同様の事案があるかについては、把握していません。

蛭名修二委員 このような特殊な案件は、他市町村と情報交換をしたほうが良いと思います。

事務局長 はい、わかりました。
前回の開催時に前例事案になるような意見がありましたが、農地法3条、4条、5条等については、毎月20日の締切りとなっております。農業経営基盤強化促進法には、農用地等売買事業等があり、農地利用集積計画が町長から承認依頼された場合は、農業委員会で審議のうえ承認することになります。
今回、申し出により、機構集積協力金は、農地の出し手と受け手の利用権が設定された場合、県と機構が協議した後、機構から町へ集積計画が提出され、町長から承認依頼がある場合は、国、県が設定したスケジュールで提出されるため、毎月20日締めになるとは、限りません。
町長から承認依頼があった場合は、農業委員会で審議案件として審議のうえ、承認されることになる訳です。
それらが、今回の案件となり、農家救済のための審議となった訳です。ですから、前例事案となることは、ありません。また、この案件については、10月8日の定例総会後の、その他の事項で委員の皆さんへご説明してございますので、ご理解願います。

竹内勝子委員 先日、24日の第1回臨時総会開催時にも説明がありましたが、農家の救済のための審議案件ですので、年末で日にちもありませんので協力金が今年で終了ということであれば、農家のことを第一に考えて理解したうえで、協力したいと思います。

議長 その他、本案について、ご異議ありませんか。
皆さんから、たくさんのご意見を頂き、ありがとうございました。
それでは、全会一致ということで、可決してよろしいでしょうか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第34号は、原案のとおり承認することに

議 長 決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全て終了致しました。
第2回東北町農業委員会臨時総会を閉会致します。

——— 開会 午後2時45分 ———